

改 正 案	現 行
<p>中央管理方式の空気調和設備の<u>構造方法</u></p> <p>昭和四十五年二月三日 建設省告示第三千二百二十八号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) <u>第二百二十九条の二の六</u>第三項の規定に基づき、中央管理方式の空気調和設備の<u>構造方法を次のとおり定める</u>。</p> <p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第二十条の二第一号ロ(1)及び(2)に規定する有効換気量(同号(1)中「<math>A_f</math> 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合には、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)」は、「<math>A_f</math> 居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有するものとする。</p> <p>二 給気機又は排気機は、換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)を考慮して計算により確かめられた必要な給気又は排気能力を有するものとする。ただし、居室の規模、構造又は換気経路その他空気調和設備の構造により、衛生上有効な換気を確保できることが明らかな場合には、この限りでない。</p> <p>三 風道は、<u>断熱材を用いて内部結露が発生しないようにする等衛生上支障がない場合を除き</u>吸湿しない材料で造ること。</p>	<p>中央管理方式の空気調和設備の<u>構造</u></p> <p>昭和四十五年二月三日 建設省告示第三千二百二十八号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) <u>第二百二十九条の二の三</u>第三項の規定に基づき、中央管理方式の空気調和設備の<u>構造を次のとおり指定する</u>。</p> <p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第二十条の二第二号イ及びロに規定する有効換気量(同号イ中「<math>A_f</math> 居室の床面積(当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合には、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)」は、「<math>A_f</math> 居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有するものとする。</p> <p>二 給気機又は排気機は、換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)を考慮して計算により確かめられた必要な給気又は排気能力を有するものとする。ただし、居室の規模、構造又は換気経路その他空気調和設備の構造により、衛生上有効な換気を確保できることが明らかな場合には、この限りでない。</p> <p>三 風道は、吸湿しない材料で造ること。</p>

四 中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものは、容易に取り替えられる構造とすること。

五 空気調和設備の風道は、火を使用する設備又は器具を設けた室の換気設備の風道その他これに類するものに連結しないこと。

六 居室における温度を外気の温度より低くする場合には、その差を著しくしないよう制御できる構造とすること。

七 前各号に掲げるもののほか、空気調和設備は、次のイからホまでに掲げる空気調和負荷に基づいた構造とすること。

イ 壁、床又は天井（天井のない場合においては、屋根）よりの負荷

ロ 開口部よりの負荷

ハ 換気及びすき間風による負荷

ニ 室内で発生する負荷

ホ その他建築物の実況に応じて生ずる負荷

#### 附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

四 中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものは、容易に取り替えられる構造とすること。

五 空気調和設備の風道は、火を使用する設備又は器具を設けた室の換気設備の風道その他これに類するものに連結しないこと。

六 居室における温度を外気の温度より低くする場合には、その差は、おおむね摂氏七度以下に保持できる構造とすること。

七 前各号に掲げるもののほか、空気調和設備は、次のイからホまでに掲げる空気調和負荷に基づいた構造とすること。

イ 壁、床又は天井（天井のない場合においては、屋根）よりの負荷

ロ 開口部よりの負荷

ハ 換気及びすき間風による負荷

ニ 室内で発生する負荷

ホ その他建築物の実況に応じて生ずる負荷